

証券コード 6894

令和2年6月2日

株 主 各 位

静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の35

パルスタッフ工業株式会社

代表取締役社長 鈴木 幸 博

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、適切な感染防止策を実施のうえ、開催いたします。

株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくようご検討ください。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和2年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月19日（金曜日）午後2時
2. 場 所 静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の35
当社 本社 4階会議室
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第51期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 監査役3名選任の件
- 第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 3. 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.pulstec.co.jp/ir/library/shareholder_meeting）において周知させていただきます。

＜新型コロナウイルスに関する株主様へのお願い＞

- ・当社運営スタッフは、マスクを着用して対応いたします。
- ・ご来場の株主様は、マスクの着用とアルコール消毒のご使用についてご協力をお願いいたします。
- ・会場の席の間隔を広げるため、座席数を減少させる予定です。また、場内の換気のため窓を開けることがあります。
- ・株主総会の議事は円滑な進行により、例年よりも時間を短縮する予定です。議場における報告事項（監査報告を含む）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。事前に招集通知にお目通しいただけますようお願いいたします。
- ・株主総会終了後の製品説明会は、今回は開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善に加え、個人消費も上向くなど、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が顕著となり、様々な自粛要請に伴い企業活動にも支障が生じるなど、非常に厳しい経営環境となりました。

海外におきましては、米中貿易摩擦の激化、中国経済の減速、英国のEU離脱問題に加え、新型コロナウイルスの感染が地球規模で急速に拡大しており、過去に例を見ない深刻な状況で推移いたしました。

当業界におきましては、ヘルスケア関連は、リピート受注や新規案件の引合いが増加し好調に推移いたしました。上期好調であった輸送機器関連や特殊機器関連は、設備投資計画の凍結や先送りとなる案件が増加したほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響による営業活動の制限や自粛も加わり、非常に厳しい受注環境となりました。

このような状況のなかで当社グループは、販売力の強化、優良顧客の獲得、受注の確保、市場の開拓、展示会等への出展など、積極的な営業活動を展開するとともに、さらなる諸経費の見直しや原価低減に注力いたしました。

以上の結果、売上高は23億18百万円（前年同期比11.2%減）、損益面につきましては、営業利益は3億51百万円（前年同期比26.6%減）、経常利益は3億64百万円（前年同期比28.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億19百万円（前年同期比51.4%減）となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しておりますが、主要な製品別売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

ポータブル型X線残留応力測定装置につきましては、国内外の展示会、学会、内覧会等への出展、装置のレンタルや計測サービスの提案、戦略的な装置の貸出しに注力するとともに、新製品の『非接触硬さムラスキャナ（muraR=ムラール）』（鋼材表面の硬さのムラを非接触・非破壊で検出できる世界初のスキャナ）につきましても積極的な販促活動を行いました。設備投資計画の凍結や先送り、導入検討に時間を要する案件の増加等により前期実績を大幅に下回ったことから、売上高は6億73百万円（前年同期比35.7%減）となりました。

ヘルスケア関連につきましては、新たな受託開発・試作・量産等の引合いが大幅に増加するとともに、遺伝子検査装置の受託開発やリピート受注の増加、受託開発終了後の量産移行に伴う受託生産の本格化等により好調に推移したことから、売上高は5億82百万円（前年同期比16.3%増）となりました。

光応用装置及び特殊機器・装置関連につきましては、光ディスク関連は低調であったものの、専用検査装置のリピート受注が本格化し好調に推移したことから、売上高は10億62百万円（前年同期比0.0%増）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した主な設備投資は、生産管理や会計の基幹システム及び生産設備等で、設備投資額は85百万円となりました。

なお、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループの主力製品は測定装置や検査装置であり、景気変動や業界動向、顧客の方針転換などによって業績が大きく変動する傾向にあります。このような市場の変化や多様化する顧客ニーズに柔軟に対応していくことが重要であり、厳しい経営環境においても常に安定した収益を確保するためには、独自技術の研鑽に励むとともに、主力事業のさらなる拡大、次期主力事業の育成、優良顧客の獲得などに一層注力する必要があります。

現段階において新型コロナウイルスの感染終息が見えない状況であり、今後の事業活動においても様々な制約が課されることと思いますが、全社一丸となって経営課題の早期解消に挑戦してまいります。

このような状況を踏まえ、対処すべき課題は次のとおりであります。

① 注力すべき主力製品

X線残留応力測定装置

- ・国内外の商社や代理店の有効活用による販路の拡大並びに事業規模の拡大
- ・受託計測サービス、製品レンタルによる新規顧客の発掘及び販路の開拓
- ・潜在顧客発掘のため、展示会や学会におけるプロモーション活動の充実
- ・インターネットによる販促活動の強化

ヘルスケア関連

- ・ヘルスケア、医療機器関連メーカーとの関係強化によるOEM製品の受注拡大
- ・医療機器製造業として、一層の生産性向上と品質管理体制の充実強化
- ・設計・製造業務委託先の発掘と連携強化

その他光応用・特殊機器関連

- ・長期のビジネスパートナーとなり得る優良顧客の獲得
- ・高付加価値でリピータ性の高い専用検査装置の受注確保並びに原価低減
- ・生産体制の確立及び設計、製造業務委託先の発掘並びに連携強化

② 新規事業・新製品の早期創出

新たな事業の柱となり得る新規事業の早期創出を目指すとともに、新製品への開発投資を積極的に行ってまいります。また、当社の強みである光波センシング技術を一層強化するとともに、要素技術の研鑽に努めてまいります。

③ 仕入先や外注加工先との連携強化

当社グループは、主要部品や加工品を外部から調達しており、これらの調達においては、当社グループが希望する価格・品質・納期を満足する調達先であることが求められます。

既存の調達先との連携強化に加え、新たな調達先を発掘することで、さらなる原価低減、品質向上、短納期対応に努めてまいります。

④ 人材の採用と育成

当社は、次代を担う優秀な人材を確保するため、新規学卒者の採用と即戦力となる中途採用をバランスよく実施するとともに、派遣社員や嘱託、パートタイマも積極的に活用するほか、働き方改革の推進により労働環境のさらなる改善に努めてまいります。また、人材の育成と組織の活性化に注力してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 48 期 (平成29年 3 月期)	第 49 期 (平成30年 3 月期)	第 50 期 (平成31年 3 月期)	第 51 期 (当連結会計年度) (令和 2 年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	2,163	2,132	2,610	2,318
経 常 利 益 (百万円)	363	271	512	364
親会社株主に 帰属する (百万円)	339	230	452	219
当期純利益				
1株当たり当期純利益	247円67銭	168円26銭	330円45銭	160円51銭
総 資 産 (百万円)	3,201	3,518	4,167	3,795
純 資 産 (百万円)	2,259	2,493	2,904	2,909

(注) 1. 当社は平成29年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。1株当たり当期純利益につきましては、株式併合が第48期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第50期の期首から適用しており、第49期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Pulstec USA, Inc.	450千米ドル	100%	電子応用機器・装置の販売及び保守

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、電子応用機器・装置の製造と販売並びに、これらに付随する受託計測サービスや装置レンタルであります。

主要な取扱製品は、ポータブル型X線残留応力測定装置、ヘルスケア・医療機器関連の受託開発及び受託製造、顧客仕様に基づく計測・制御・データ処理等を行う専用機器・装置、光ディスク関連の評価及び検査等を行う機器・装置、3Dスキャナ等であります。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社工場 東京営業所	静岡県浜松市北区 東京都品川区

② 子会社

名 称	所 在 地
Pulstec USA, Inc.	米国

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
134名	増減なし

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託12名、パートタイマ9名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	前 事 業 年 度 末 比
133名	44.7才	20.6年	増減なし

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託12名、パートタイマ9名は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
浜松磐田信用金庫	40
株式会社静岡銀行	15

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 3,200,000株

(2) 発行済株式の総数 1,368,583株（自己株式 24,876株を除く。）

(3) 株主数 1,921名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
坪井邦夫	120	8.8
伊藤克己	115	8.4
新東工業株式会社	36	2.6
光通信株式会社	35	2.6
竹内正規	33	2.4
斉藤猛	30	2.2
安田哲雄	28	2.1
坪井啓明	25	1.8
坪井進明	25	1.8
坂倉茂	22	1.7

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 幸 博		Pulstec USA, Inc. 代表取締役社長
取 締 役	氏 家 雅 彦	技 術 部 長	
取 締 役	青 野 嘉 幸	営 業 部 長	
取 締 役	工 藤 孝 史	管理部長及び I R 担当	
取 締 役	高 貝 亮		浜松綜合法律事務所代表
常 勤 監 査 役	松 島 靖 文		
監 査 役	片 田 直 樹		片 田 会 計 事 務 所 代 表
監 査 役	岡 本 英 次		はままつ共同法律事務所弁護士

- (注) 1. 高貝亮氏は、社外取締役であります。また、同氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
2. 片田直樹氏及び岡本英次氏は、社外監査役であります。また、両氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
3. 取締役高貝亮氏が代表である浜松綜合法律事務所、監査役片田直樹氏が代表である片田会計事務所及び監査役岡本英次氏が属するはままつ共同法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
4. 監査役片田直樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岡本英次氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5 名	87,840千円	(うち社外取締役 1 名	1,440千円)
監査役 3 名	12,480千円	(うち社外監査役 2 名	1,680千円)

(4) 社外役員に関する事項

主要な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	高 貝 亮	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、弁護士の見地から発言を行っております。
監 査 役	片 田 直 樹	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席、また、監査役会5回の全てに出席し、公認会計士の見地から発言を行っております。
監 査 役	岡 本 英 次	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席、また、監査役会5回の全てに出席し、弁護士の見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ときわ監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 16,000千円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,000千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項・第2項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会において、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の独立性、職務執行の状況などを勘案し、再任・不再任を決定する方針であります。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を一部改定しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 管理部は、コンプライアンス体制に関する規程を整備し、取締役が法令、定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役に対して教育等を行う。

(ロ) 上述の活動概要は、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

(ハ) ビジネス・コンダクト・ガイドラインを見直し、社員の倫理基準をより明確にする。

(ニ) 管理部は、コンプライアンスに関する教育計画を策定し、実施する。

(ホ) 監査室は、必要に応じて監査チームを編成し、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。

(ヘ) 管理部は、コンプライアンスについて、電子メールによって自由に通報や相談ができる仕組みを作る。

(ト) 管理部、監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査及び検討する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(イ) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・経営会議議事録
- ・税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
- ・その他文書管理規程に定める文書

(ロ) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。

(ハ) 上記文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) リスク管理を体系的に規定するリスク管理規程を定める。
 - (ロ) 特定の担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として指名するとともに、管理部を統括責任部署とする。
 - (ハ) 管理部は、リスク管理規程に基づいて予め具体的なリスクを想定または分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - (ニ) 監査室は、必要に応じて監査チームを編成し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
 - (ホ) 統括責任者は、定期的に上記のリスク管理体制整備の進捗状況を確認するとともに、リスク管理に関する事項を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 経営の迅速化と効率化を図るため、機能別組織の責任者を取締役とする。技術部を統括管理する取締役、営業部を統括管理する取締役、事業推進室を統括管理する取締役、管理部を統括管理する取締役をそれぞれ配置することにより、取締役会で意思決定した事項を迅速に実施できる体制とする。
 - (ロ) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を指示しその状況を監督する。
 - (ハ) 「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づいた業務の執行を行う。
 - (ニ) 月次で開催する経営会議において、業務執行に関する経営課題を実務的な観点から協議する。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社グループとしての企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念を統一する。
 - (ロ) 管理部は、子会社の業務執行状況及び会計処理等について総括的な指導と管理を行う。
 - (ハ) 当社グループ内の通報制度を整備し、当社グループ内の役職員から当社の管理部への直接通報を可能にする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査役は、監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
 - (ロ) 監査役の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。
 - (ハ) 監査役の補助者には、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

- ⑦ 取締役、その他使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 当社並びに子会社から成る当社グループの取締役、監査役、使用人等は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他重要事項を監査役に報告する。
- (ロ) 内部通報制度による通報内容は、監査役に報告する。
- (ハ) 監査役に報告したことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう保護する。
- ⑧ 監査役の監査費用の前払い又は償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、償還及びその他の監査費用等の処理を求めたときは、管理部において速やかに処理する。
- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (ロ) 監査役が実施した監査内容は、監査職務執行報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (イ) 経理規程並びに関連規程について、必要に応じて見直しを行う。
- (ロ) 監査室は、財務報告の信頼性が確保されているかを評価するため、定期的 に内部統制システムの監査を行い、必要に応じて是正勧告を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- (イ) 当社グループは、市民及び地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で対応するとともに、一切の係わりをもたないことを基本とする。
- (ロ) 反社会的勢力から何らかの働き掛けがあった場合は、管理部長に情報を集約し、組織にて対応する。また、静岡県警を母体とした「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、当局や近隣の企業と連携することにより、反社会的勢力の動向に関するタイムリーな情報を入手するとともに、具体的な防衛手段の構築に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会で決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、各責任者及び関係部署において関連諸規程を整備するとともに、諸制度の制定及び運用など、全社を挙げて取り組んでおります。

内部統制システムの運用状況について、重要な不備がないか常時モニタリングを行うとともに、年度計画に基づく内部監査を実施し、結果及び経過については月次で開催される経営会議において報告されております。

内部統制システムの重要性とコンプライアンスに関する意識付け、リスク管理に関する教育訓練については、管理部及び監査室が中心となって実施しております。

監査役は、年度監査計画に基づき、代表取締役社長及び会計監査人との意見交換を定期的実施するとともに、監査室が行う内部統制システム全般の整備・運用状況に関する内部監査の結果及び是正処置の内容について確認しております。

また、当社は、反社会的勢力に対抗するため、「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、警察当局や加盟企業との連携強化及び情報収集を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、業績に応じて安定的な配当を継続して行うとともに、内部留保資金は、事業のさらなる拡大・発展を図るため、新規事業の創出、新製品・新技術の開発、生産・研究開発用設備、人材の確保・育成等に充当することを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、配当性向30%を継続し、1株につき55円の普通配当とさせていただきます。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,653,085	流 動 負 債	409,580
現 金 及 び 預 金	998,901	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	194,454
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	984,496	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	10,320
仕 掛 品	495,412	未 払 法 人 税 等	11,724
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	144,617	賞 与 引 当 金	73,168
そ の 他	29,657	そ の 他	119,913
固 定 資 産	1,142,469	固 定 負 債	476,091
有 形 固 定 資 産	592,439	長 期 借 入 金	45,020
建 物 及 び 構 築 物	249,477	退 職 給 付 に 係 る 負 債	430,842
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	52,077	繰 延 税 金 負 債	229
工 具、器 具 及 び 備 品	92,368	負 債 合 計	885,672
土 地	196,055	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	2,460	株 主 資 本	2,905,050
無 形 固 定 資 産	37,472	資 本 金	1,491,375
投 資 そ の 他 の 資 産	512,556	資 本 剰 余 金	929,795
投 資 有 価 証 券	91,641	利 益 剰 余 金	649,757
固 定 化 営 業 債 権	9,900	自 己 株 式	△165,878
長 期 預 金	50,000	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,831
繰 延 税 金 資 産	60,215	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,925
そ の 他	310,699	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,094
貸 倒 引 当 金	△9,900	純 資 産 合 計	2,909,882
資 産 合 計	3,795,554	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,795,554

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,318,764
売 上 原 価		1,237,552
売 上 総 利 益		1,081,211
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		729,702
営 業 利 益		351,509
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,550	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,800	
売 電 収 入	12,254	
補 助 金 収 入	3,112	
そ の 他	1,093	25,810
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	729	
為 替 差 損	3,131	
売 電 費 用	8,487	12,347
経 常 利 益		364,972
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	799	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,340	9,139
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	26	26
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		374,086
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	43,581	
法 人 税 等 調 整 額	110,829	154,410
当 期 純 利 益		219,675
親会社株主に帰属する当期純利益		219,675

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,491,375	929,795	635,369	△165,878	2,890,662
当期変動額					
剰 余 金 の 配 当			△205,287		△205,287
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			219,675		219,675
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	14,388	-	14,388
当期末残高	1,491,375	929,795	649,757	△165,878	2,905,050

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当期首残高	13,604	△61	13,542	2,904,205
当期変動額				
剰 余 金 の 配 当				△205,287
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				219,675
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,679	△1,032	△8,711	△8,711
当期変動額合計	△7,679	△1,032	△8,711	5,676
当期末残高	5,925	△1,094	4,831	2,909,882

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	1 社
連結子会社の名称	Pulstec USA, Inc.

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
時価のないもの	総平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
原材料	総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物	3～38年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- | | |
|-------------------------|--|
| ① 退職給付に係る会計処理の方法 | 退職給付債務は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 |
| ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。 |
| ③ 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)が平成30年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用可能となったことに伴い、当連結会計年度から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、輸出版売の一部に関して、従来は船積基準により収益を認識しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当連結会計年度の売上高、売上原価、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高にも影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建 物 及 び 構 築 物	1,117千円
	機械装置及び運搬具	50,825
	土 地	47,320
	長 期 預 金	50,000
	計	149,262千円
担保に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	10,320千円
	長 期 借 入 金	45,020
	計	55,340千円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額 1,436,577千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,393,459株

2 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年6月21日 定時株主総会	普通株式	205,287,450	150	平成31年3月31日	令和元年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種 類	配当の原資	配当金の 総額(円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年6月19日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	75,272,065	55	令和2年3月31日	令和2年6月22日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電子応用機器の製造販売事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は、主に営業活動に係る資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、6年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、営業部及び管理部が主要な取引先及び貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金会計要領に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替相場の状況により、半年を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	998,901	998,901	—
(2) 受取手形及び売掛金	984,496	984,496	—
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	54,415	55,532	1,117
② その他有価証券	25,026	25,026	—
(4) 長期預金	50,000	50,000	—
(5) 固定化営業債権	9,900		
貸倒引当金(*)	△9,900		
	—	—	—
資 産 計	2,112,838	2,113,955	1,117
(1) 支払手形及び買掛金	194,454	194,454	—
(2) 未払法人税等	11,724	11,724	—
(3) 長期借入金	55,340	55,312	△27
負 債 計	261,518	261,491	△27

(*) 固定化営業債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注1. 金融資産の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

1. (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

① 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	54,415	55,532	1,117
	その他	—	—	—
小 計		54,415	55,532	1,117
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
小 計		—	—	—
合 計		54,415	55,532	1,117

② その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,731	4,076	9,654
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
小 計		13,731	4,076	9,654
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,295	15,024	△3,729
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
小 計		11,295	15,024	△3,729
合 計		25,026	19,100	5,925

3. (4) 長期預金

担保として差入れているものでありますが、(1) 現金及び預金と同様であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

1. (1)支払手形及び買掛金、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. (3)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	12,200

非上場株式は市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには相当のコストを要するため、時価を把握することが極めて困難であります。

注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1 年 内	1 年 超 2 年 内	2 年 超 3 年 内	3 年 超 4 年 内
現金及び預金	998,901	—	—	—
受取手形及び売掛金	984,496	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	54,415
合 計	1,983,397	—	—	54,415

注4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年 内	1 年 超 2 年 内	2 年 超 3 年 内	3 年 超 4 年 内	4 年 超 5 年 内	5 年 超 6 年 内
長期借入金	10,320	10,320	10,320	10,320	10,320	3,740

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,126円20銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 160円51銭 |

(収益認識に関する注記)

1. 主要な事業における主な履行业務の内容
当社及び連結子会社は、主に電子応用機器・装置の販売をしております。
2. 当該履行业務に関する収益を認識する通常の時点
主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたものと判断して収益を認識しております。

独立監査人の監査報告書

令和2年5月20日

パルステック工業株式会社

取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 松島達也 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木啓市 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パルステック工業株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パルステック工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,613,152	流 動 負 債	409,135
現金及び預金	965,028	支払手形	165,339
受取手形	193,980	買掛金	29,114
売掛金	789,090	1年内返済予定の長期借入金	10,320
仕掛品	495,955	未払金	39,734
原材料及び貯蔵品	144,518	未払法人税等	11,724
その他	24,579	賞与引当金	72,951
固 定 資 産	1,191,234	その他	79,951
有形固定資産	590,040	固 定 負 債	475,862
建物及び構築物	249,477	長期借入金	45,020
機械及び装置	52,077	退職給付引当金	430,842
工具、器具及び備品	89,968	負 債 合 計	884,998
土地	196,055	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	2,460	株 主 資 本	2,913,463
その他	0	資 本 金	1,491,375
無形固定資産	37,472	資 本 剰 余 金	929,795
投資その他の資産	563,721	資 本 準 備 金	929,795
投資有価証券	91,641	利 益 剰 余 金	658,170
関係会社株式	53,292	その他利益剰余金	658,170
長期預け金	124,535	特別償却準備金	8,242
固定化営業債権	9,900	繰越利益剰余金	649,928
長期預金	50,000	自 己 株 式	△165,878
繰延税金資産	58,196	評価・換算差額等	5,925
その他	186,056	その他有価証券評価差額金	5,925
貸倒引当金	△9,900	純 資 産 合 計	2,919,388
資 産 合 計	3,804,387	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,804,387

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,300,153
売 上 原 価		1,238,403
売 上 総 利 益		1,061,750
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		710,923
営 業 利 益		350,826
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,800	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,800	
売 電 収 入	12,254	
補 助 金 収 入	3,112	
そ の 他	2,842	25,810
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	729	
為 替 差 損	3,783	
売 電 費 用	8,487	12,999
経 常 利 益		363,637
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	799	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,340	9,139
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	26	26
税 引 前 当 期 純 利 益		372,750
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	43,581	
法 人 税 等 調 整 額	108,926	152,507
当 期 純 利 益		220,243

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金	
			特別償却準備金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,491,375	929,795	10,989	632,225
当期変動額				
剰 余 金 の 配 当				△205,287
当 期 純 利 益				220,243
特別償却準備金の取崩			△2,747	2,747
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	△2,747	17,703
当期末残高	1,491,375	929,795	8,242	649,928

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当期首残高	△165,878	2,898,507	13,604	2,912,112
当期変動額				
剰 余 金 の 配 当		△205,287		△205,287
当 期 純 利 益		220,243		220,243
特別償却準備金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△7,679	△7,679
当期変動額合計	-	14,955	△7,679	7,276
当期末残高	△165,878	2,913,463	5,925	2,919,388

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

子会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3～38年

機 械 及 び 装 置 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）が平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能となったことに伴い、当事業年度から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、輸出版売の一部に関して、従来は船積基準により収益を認識しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当事業年度の売上高、売上原価、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高にも影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
担保に供している資産	建物及び構築物	1,117千円
	機械及び装置	50,825
	土地	47,320
	長期預金	50,000
	計	149,262千円
担保資産に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	10,320千円
	長期借入金	45,020
	計	55,340千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,405,393千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債務	544千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	売上高	59,325千円
	仕入高	9,666
	販売費及び一般管理費	9,069
2. たな卸資産の収益性の低下による期末簿価切下額		△24,152千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	24,876株
--------------------	------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

税務上の欠損金	401,146千円
たな卸資産評価損	31,700
賞与引当金	21,783
退職給付引当金	128,649
減損損失	24,332
その他	20,939
繰延税金資産小計	628,552千円
評価性引当額	△566,847
繰延税金資産合計	61,705千円

繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金負債

特別償却準備金	3,508千円
繰延税金負債合計	3,508千円

繰延税金資産純額 58,196千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,133円15銭
2. 1株当たり当期純利益	160円93銭

(収益認識に関する注記)

1. 主要な事業における主な履行業務の内容

当社は、主に電子応用機器・装置の販売をしております。

2. 当該履行業務に関する収益を認識する通常の時点

主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたものと判断して収益を認識しております。

独立監査人の監査報告書

令和2年5月20日

パルステック工業株式会社

取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 松島達也 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木啓市 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パルステック工業株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び東京営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び業務執行責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月25日

パルステック工業株式会社 監査役会

常勤監査役 松 島 靖 文 ⑩

社外監査役 片 田 直 樹 ⑩

社外監査役 岡 本 英 次 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、業績に応じて安定的な配当を継続して行うとともに、内部留保資金は、事業のさらなる拡大・発展を図るため、新規事業の創出、新製品・新技術の開発、生産・研究開発用設備等に充当することを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、配当性向30%を継続し、以下のとおり実施したいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき55円

総額 75,272,065円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年6月22日

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
①	まつ しま やす ふみ 松 島 靖 文 (昭和34年2月3日生)	昭和57年3月 当社入社 平成22年4月 当社内部監査室長 平成24年6月 当社監査役（現任）	6,012株
②	かた だ なお き 片 田 直 樹 (昭和53年5月8日生)	平成17年12月 監査法人トーマツ入社 平成20年6月 公認会計士登録 平成28年4月 片田会計事務所設立 平成28年6月 当社監査役（現任）	200株
	(選任の理由) 公認会計士としての専門的知識、経験等に基づいて的確な助言、監査等をしていただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		
③	おか もと えい じ 岡 本 英 次 (昭和58年4月20日生)	平成21年12月 弁護士登録 平成21年12月 浜松綜合法律事務所入所 平成24年12月 はままつ共同法律事務所入所 平成28年6月 当社監査役（現任）	200株
	(選任の理由) 弁護士としての経験・見識が豊富であり、客観的視点で、独立性をもって経営の監視をしていただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 片田直樹、岡本英次の両氏は、社外監査役候補者であります。また、両氏は、東京証券取引所有価証券上場規定に定める独立役員であります。
3. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、片田直樹、岡本英次の両氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 片田直樹、岡本英次の両氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
5. 片田直樹、岡本英次の両氏は、当社の親会社等ではなく、また、過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
6. 片田直樹、岡本英次の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
7. 片田直樹、岡本英次の両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
8. 片田直樹、岡本英次の両氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、4年となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

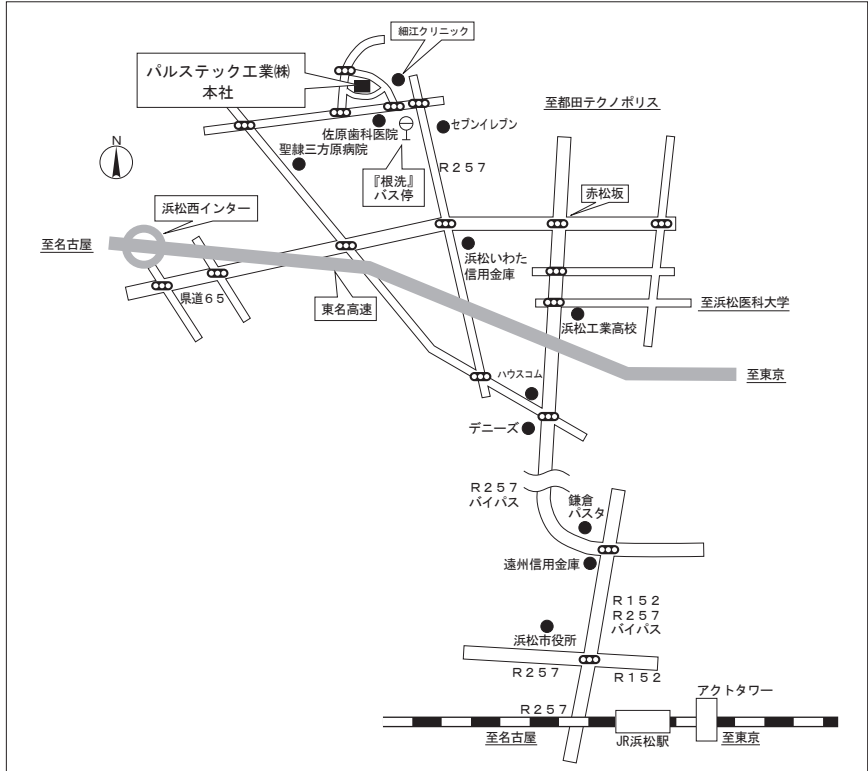
氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
かわ しま た え 河 島 多 恵 (昭和54年4月22日生)	平成19年9月 弁護士登録 平成19年9月 大石康智法律事務所入所 平成26年8月 河島多恵法律事務所開業	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。また、候補者が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 候補者は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、客観的視点で、独立性をもって経営の監視をしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 候補者は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
5. 候補者は、当社の親会社等ではなく、また、過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
6. 候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
7. 候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
8. 候補者が社外監査役に就任した場合、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の35
 当社 本社4階会議室
 電話 (053) 522-3611 (代表)



交通のご案内

- 【自動車】 ・ JR東海道本線「浜松駅」からタクシー（自動車）で約45分
- ・ 東名高速道路「浜松西インター」から約15分
- 【バ ス】 ・ JR東海道本線「浜松駅」バスターミナル⑮番のりばから遠州鉄道バス（43市役所・金指・気賀行、44市役所・渋川行、45市役所・奥山行）で約45分（バス停『根洗』で下車後徒歩約20分）